

騒音事件記録 No. 2

木造アパート・

隣人3人刺殺事件

(平成21年5月発生、

平成23年6月判決)

1. 事案の特徴、概要

△特徴▽

- ①アパートでのトイレの清掃や生活音を巡る争いで、アパート住人が隣室夫婦と大家の3人を刺殺した事件。
- ②裁判員裁判で審理が行われ、犯人には死刑が宣告され、本人が控訴を取り下げて確定した事例。

△概要▽

50代になって悪性リンパ腫を患い入院していた男性が、退院後に、住宅密集地にある木造アパートに入居した。アパートには、以前から住んでいた大家の弟夫妻がいたが、トイレの清掃や扉を閉める音、廊下

を歩く音などの生活音を巡ってトラブルとなった。

トラブルはその後も継続したが、入居から5年が経ったある日、近くのスナックで日が変わる頃まで飲酒した加害者は、一旦部屋に戻り、翌朝にトラブル相手の大家の弟の部屋に押し入り、弟を刺殺した。廊下に飛び出してきた妻にも襲い掛かり、騒ぎを聞きつけて駆けつけてきた大家も刺殺した。

裁判では、殺意がどの時点で生じたかが争点となったが、3人の被害者を次々と突き刺して殺害した犯行は、執拗かつ残酷であるとして死刑が言い渡された。判決文では、3人を刺殺した本件は、どこにでもある近隣の騒音トラブルが、隣人の凶行によって重大な殺人事件へと発展したものであり、社会に与えた不安等の影響も甚大であると指摘し、被害者らが受けた恐怖や苦痛は想像を絶するものであり、また、被害者の家族らの処罰感情は2年経った今も峻烈であると判示した。

本件は、死刑判決の下された重大事件であるため、裁判資料の閲覧手続きも厳密であり、事前に関覧理由に関する上申書の提

出を求められ、検察側の審査の後に、個人情報部分を黒塗りされた判決書のみ閲覧が認められた。それ以外の調書等は、学術研究といえども閲覧が許されなかった。もちろん複写等は一切認められない。したがって、本記述は、判決書きの閲覧の範囲内での内容である事を予め付記しておく。

2. 事件発生の詳細経緯

事件現場の木造アパート

最近再開発されたJR駅西側地域には、大型ショッピングセンターや各種専門店、飲食街やシネコンプレックスなどが延々と連なり、都会的でお洒落な巨大商業空間を形作っていた。そこには若者たちが集まり、昼夜を問わずいつも人が溢れかえっていた。しかし、そのエリアを過ぎたとたん、昔ながらの戸建て住宅がひしめく古い街並みが現れ、その落差の大きさに、時代を一跨ぎしたような妙な戸惑いを感じさせる場所でもあった。駅から北西に500メートルほど離れたその古い住宅街の中に、ひときわ年季の入った木造2階建てアパートが建っていた。今回の事件の現場となった幸楽荘（仮名）である。高度経済成長時代に多く作られ、近畿地方では文化住宅と呼ばれた長屋形式の建物であり、今まで残っていたことが珍しいほどの安アパートであった。

文化住宅という今では全く実情に合わない奇妙な名前を冠されたこれらのアパートは、殆どが風呂なしで便所は共用である。事件現場のアパートも類に違わず共同便所

であり、1階と2階にそれぞれ5つの部屋が並んでいた。家賃は月3万円というこの便利な立地の物件では破格の安さではあったが、建物や設備を見れば納得の値段といえる代物であった。

アパートは、大家であり第3の被害者となった岡田健一（仮名、73歳（事件当時年齢、他も同じ））の敷地内に建てられており、道路に面した側にアパートの入口があった。東側横には奥の大家宅に通じる狭い通路がブロック塀に沿って伸びていた。通路の途中にはアパートに入る勝手口もあった。

アパートの中は中廊下を挟んで左側に101号室から103号室までの3戸、右側に104号、105号の2戸の部屋があった。

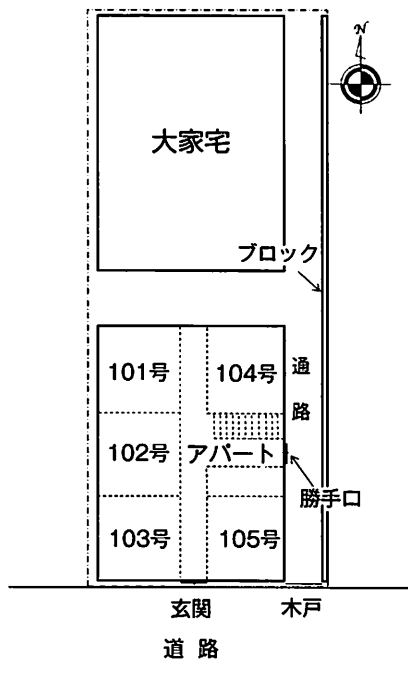


図2-1 見取り図

は極貧に近く、おまけに父親が粗暴な人間で、小さい時から殴る蹴るの虐待を受けて育った。中学を卒業すると家を出て東京に移り、若い頃には暴力団と付き合うなどして何度か服役したこともあったという。40歳を過ぎてからは、様々な日払いの仕事をしながら生計を立ててその日を食いつなぐという、ホー

た。この事件の最初の被害者となった大家の弟夫婦、岡田昭雄（仮名、71歳）とその妻孝子（仮名、68歳）は、アパート建築当初の40年ほど前から101号室に入居して生活していたが、昭雄は空いていた102号室を寝室代わりに使い、夜から朝まではこの部屋で眠っていた。

104号室は空き室であり、105号室には年配の女性が入居していた。そして、犯人の須田正敏（仮名、57歳）は103号室で一人暮らしをしていた。

犯人の入居

須田は、事件発生の5年前、平成16年の5月にこのアパートに入居してきた。須田は福島県の小さな村に生まれたが、生活

ムレスに近い生活が続いた。須田が51歳になった年であったが、酷い倦怠感を感じる日々が続くようになり、明らかな体調の異変を覚えた。近くの医院で診察を受けると、C型肝炎ウイルスによる悪性リンパ腫の可能性があるとのもので、大学病院を紹介された。治療の費用もままならず、病気で働くことも出来なくなった須田は、市の福祉事務所に相談して生活保護を申請した。

平成15年10月から悪性リンパ腫の治療のため大学病院に入院し（生活保護受給者は、医療費は全額医療扶助となる）、半年ほど治療を続けて翌年に退院した。須田は後の公判で、悪性リンパ腫という病名を聞いて死を意識したと述べており、退院後に静かに余生を送れる場所としてこのアパートを選んだということだった。

トラブルの始まり

須田がアパートへ入居した当初は、岡田昭雄夫婦との関係も良好だった。特に親しいという程ではなかったものの、お隣同志としての通常の付き合いが成立していた。この関係に最初にひびが入ったのは、入居後数か月が経った頃であった。昭雄が1階

の共同トイレを汚してそのままにしたと須田が怒ったことから争いは始まった。須田は昭雄にトイレを掃除するように要求したが、昭雄はこれを拒否した。どの程度の汚れだったのかは分からないが、昭雄にしてみれば、一回り以上年の離れた若造で、入居後まだ数か月の新参者に、頭ごなしにトイレを掃除するよう命じられたのであるから、これが面白いはずもなく、仕方のない反応だったといえる。

昭雄に拒絶された須田は、自分でトイレの掃除を始めるようになったが、これを見た昭雄は、自分に対するあてつけと思い、「俺の立場がなくなるからやめてくれ」と強い口調で文句を言った。

須田は、今ある掃除道具を使わなければ文句はないだろうと、新たに自分で掃除道具を購入して掃除を続けた。昭雄は何度もやめるように須田に言ったが、須田はやめることなく頑固に掃除を続けた。こうして両者の関係は険悪なものとなってゆき、お互いの心の中に相手への強い敵意が芽生えていった。

昭雄の妻孝子は、週に何日か日中に仕事へ出ていたが、そんな時に、昭雄が101号室のドアをわざとぶつけるように大きな

音を出して閉めることがあったという。この音を聞いた須田は、自分に対する嫌がらせで音を立てていると感じた。また、昭雄が102号室の窓を開けて、「出て行け」と叫んだこともあったという。こんなことが続き、須田は益々、昭雄に対する悪感情を募らせていった。

最初の暴力沙汰

須田の入居から3年経った平成19年の夏、地元の夏祭りから帰った昭雄が部屋に戻ると、須田が血相を変えて怒鳴り込んできた。また、わざと大きな音を立てただろうと須田は昭雄に食って掛かり、昭雄は何を因縁つけているんだと、激しい口論となった。須田に掴み掛った昭雄に、須田は頭突きをし、その後、殴る蹴るの暴行を加え、その結果、昭雄は右目を失明するという大怪我を負った。当然、警察沙汰になると須田は覚悟したが、昭雄は被害届を警察に出すこともなく、それどころか、須田の部屋に酒を持って訪れ、同じアパートに住んでいるのだから、これからは仲良くやっていこうと和解を申し出てきた。その後は昭雄の出す音も以前より小さくなったように須田も感じたが、それでも今更、昭雄と

仲良くしようとは全く思わなかった。

須田は、昭雄の妻孝子にも文句を言うようになり、顔を合せると昭雄のトイレの件やドアの開け閉めの件で孝子に文句を言ったり、時には101号室のドアをドンドンと叩いたりするようになり、平成20年の5月（事件の1年前）には、そのままがりこんで来たため、警察を呼ぶ騒ぎにもなった。

こんなことが続き、須田に対して孝子は恐怖心を抱くようになり、大家である義兄の岡田健一に頼んで入り口のドアの鍵を2重にしてもらった。秋口頃には、須田の件で困っており、何かされるのではないかと怖いということをしきりに近所の人に話すようになり、何かあつては大変と孫が遊びに来るのも断るような切迫した状況となつていった。

敵意から攻撃性へ

一方、須田の方でも昭雄に対する敵意は時間とともにますます強くなつていった。須田はもともと不眠気味であつたが、昭雄のことを考えると、腹立たしさで目がさえますます夜眠れないという状態が続き、体調の悪さとも相俟つて不眠による倦怠感に

悩まされた。

平成21年の2月（事件発生の3ヶ月前）

から、須田は、主治医の紹介で以前入院していた大病院に入院するようになったが、この頃はかなり投げやりな気持ちになつていて、医師が処方した薬も服用しなかった。昭雄に対する敵意は、いつしか憎しみや恨みの気持ちにまで高まり、昭雄の姿を見ただけで、相手が自分を睨みつけているように感じられた。遂には、アパートの廊下を歩く足音を聞くだけで昭雄の睨みつけるような表情が目につかび、苛立ちと腹立たしさで胸が焼け付くように熱くなつた。時には、昭雄と激しい口論となることもあり、須田もなるべく昭雄と顔を合せないように日中は公園などへ出かけるようになった。夜には、近くの行きつけのスナックに行き、なるべくアパートにいないようにした。須田は、知人に自分のこのようなつらい状況を話して相談に乗ってもらつたが、第三者を立てて話し合つたらどうかといわれただけで、解決策は見つからなかった。須田は、終の棲家とも考えていたこのアパートに居づらくなつたのも、ひとえに昭雄のせいだと益々悪感情を募らせていった。

事件発生の2週間ほど前、たまたま孝子

に出合つた須田は、夫昭雄の大きな音を立てる嫌がらせ行為を止めさせるよう強い口調で要求した。昭雄がドアをわざと大きな音を立てて閉めることや、大きな足音をたてて歩くことを指していたが、言われた孝子は何のことか分からず、

「うるさかったら出てゆくしかないね」と反論した。これを聞いた須田は激昂し

「お前らなど、殺すことは簡単なんだよ」と脅しの言葉を浴びせかけた。「殺す」と

いう言葉を聞いた孝子は強い恐怖感を覚え、すぐにその場を立ち去つたが、その後も、その時のことが頭からはなれず、何かされるのではないかという恐怖感でノイローゼに近い状態となつた。これを見た孝子の長女は警察に相談するように勧めたが、孝子は、かえつて相手を刺激するのではないかと思ひ、踏み切れなかった。

須田の方でも、そのうち自分が抑えきれなくなり、昭雄夫婦へ重大な危害を加えてしまうのではないかと不安になり、一時は、ケースワーカーに相談をし、県営住宅に転居するための入居申し込みしたが、その結果を待たずに、昭雄夫婦や須田の不安は現実のものとなり、悲惨極まりない事件が

発生することとなった。

凄惨な事件

犯行前日の5月29日の夕方、須田は昭雄が発生させる音を聞いて、いつも以上にイライラした感情が募り、これを解消しようとして行きつけのスナックに向かった。カウンターに陣取った須田はビールを注文し、その後、1時間に1本程度のペースでビールを飲み続け、7本目を飲み終わった時には日が変わって深夜の0時半を過ぎていた。スナックのママに、「もうそろそろ帰りな」と言われた須田は席を立ち、10分ほど歩いてアパートの自室に戻った。その後、朝までどのように過ごしたかは不明であるが、須田は服を着替えることもなく朝を迎えた。酒によってそのまま寝てしまったのか、あるいは、昭雄に対する恨みの感情を抱え込み、更に酒を飲み続けながら一晩中虚空をにらみ続けていたのか。その状況が語られることはなかったが、後の展開を考えれば、後者のように一晩かけて昭雄への殺意を固めていったのであろう。

室を出て昭雄が寝ている隣の102号室へと向かった。鍵の掛かっていなかったドアを開け、寝ていた昭雄に近づいてゆくと、昭雄が須田に気づいて、驚いて上半身を起こした。須田は「いつもガタガタうるせんだよ。いい加減にやめろ」と怒鳴り、左手で相手の肩をつかんで刺そうとした。昭雄は包丁を持った須田の手を反射的に左手で掴み、右手で肩にあった須田の手を掴んで必死に抑えようとした。丁度、両手で力比べのように押し合う形となったが、須田は昭雄の顔面に数回頭突きをし、怯んだところを、昭雄の胸部をめぐりて突き刺した。傷の深さは16.5センチにもおよび、心臓、肺を貫通するものもあった。この騒ぎを101号室で聞いた孝子が廊下に飛び出すと、それに気づいた須田も102号室を飛び出し、孝子と向かい合った。手に包丁を持ち、返り血で染まった須田を見て悲鳴を上げた孝子に、須田は飛び掛って胸や腹を刺した。逃げようとする相手の背中にも切りつけたが、孝子は必死で104号室に駆け込み、東側の窓から逃げようとしたが、そこに須田が追いつき、

「どたばたしてんじゃねえよ」

とどなり、仰向けに引き倒し腹や胸を突き刺した。刺し傷は4箇所、深さはこれも16センチに達し、いずれも致命傷であった。

自宅に居た大家の岡田健一とその妻は、孝子の大きな悲鳴を聞いて異変を感じ、健一はパジャマのまま自宅の勝手口から飛び出し、アパート横の通路に向かった。窓の外に大家が出てきた気配を感じた須田は、アパート勝手口から通路に出て、岡田健一と向かい合った。健一が、「朝から何やってるんだ」と須田に掴みかかろうとしたところを、須田は持っていた包丁で胸を一突きにした。健一は家に逃げようとしたが、そのまま自宅の勝手口付近で倒れこんだ。

物音が静まった後、健一の次女が家から出てみると、通路の途中で健一が仰向けに倒れていた。急いで110番し、朝7時頃にサイレンの音とともにパトカーや救急車が到着し、回りは騒然とした雰囲気になった。3人は直ぐに病院に搬送されたが、1時間後には3人とも死亡が確認された。

警察が次女に話を聞いて103号室の須田の部屋に飛び込むと、須田は畳の上に血だらけの包丁を突き刺して、部屋の真ん中

に泥酔状態で呆然として座っていた。須田は昭雄夫婦に長年の恨みがあったので刺したと認めたので、警察は殺人未遂で須田を緊急逮捕し、三人の死亡確認後、殺人容疑に切り替えた。

裁判の経過

検察は、津田が不眠を訴えるなどして通院をしていたことから、起訴前に精神状態に対する鑑定を行った。簡易鑑定と本鑑定を1回づつ実施したが、精神障害はなく、責任能力があったとして公判請求を行った。公判は裁判員裁判で審理されることとなった。

裁判では、昭雄への殺意がどの時点で発生していたかが大きな焦点となった。検察側は、須田には始めから強い殺意があったと断罪し、犯行は残虐で執拗であり、3人の命を奪つても命で償うほどではないという人命軽視のメッセージを社会に送るわけには行かないとして死刑を求刑した。弁護側は、脅すつもりだったが、もみ合ううちにたまたま包丁が刺さり、それをきっかけに暴走してしまった衝動的な犯行であり、無期懲役が相当であると主張した。公判で、昭雄に包丁を向けた理由を裁判官に問われ

た須田は、

「分からない。自分でも理由を知りたい。逃げているわけではない」と答えている。殺意の有無は別として、自分自身の感情を制御できなくなった状況を如実に表した証言だった。

事件から2年が過ぎた判決の日、裁判所は、検察側の主張を全面的に認め、被告に死刑の判決を言い渡した。最初に主文を読み上げ、その後、判決は永山判決に従って検討するのが妥当であるとして、次のような主旨の判決理由を淡々と読み上げた。

「被告は、全く躊躇いも無く、強い力で不防備な3人の被害者を次々と突き刺して殺害した。執拗かつ残虐な犯行である。被告が被害者らに対する悪感情を爆発させるきっかけとなる出来事があったかどうかは不明であるが、被害者らに殺害されなければならぬ悪質なものがあつたとは考えられない。トイレに対するトラブルやドアの大きな開閉音などを被告に対する嫌がらせと捉え、被害者の行動が気に障り、不眠傾向がひどくなるなかで、もともと神経質で細かいことが気になる性格と相俟って、被害者への悪感情を募らせて本件犯行に至ってしまったものである。不眠等の事情や不

遇な生育環境の問題があつたにせよ、被告はすでに50代後半まで生きてきており、粗暴で共感性に乏しく、人命を甚だ軽視する身勝手な人格の偏りを生んだのも、ひとえに自らの責任でこのような人格形成をしていったものである。

本件は、どこにでもある近隣の騒音トラブルが、隣人の凶行によつて重大な殺人事件へと発展したものであり、社会に与えた不安等の影響も甚大である。被害者らが受けた恐怖や苦痛は想像を絶するものであり、また、被害者の家族らの処罰感情は2年経つた今も峻烈である。

本件犯行の罪質、結果、社会的影響はきわめて重大であることを考えると、本件犯行にいたる経緯に若干の同情すべき余地があることなど、被告にとつて有利に汲むべき事情を最大限考慮しても、被告を死刑に処するのはやむをえないと判断した。よつて主文のとおり判決する」

一審判決後、須田は死刑判決を受け入れ控訴しない意向を示していたが、弁護団の強い勧めで一旦は控訴に同意した。しかし、弁護団が高等裁判所へ控訴手続きを行った1週間後、須田は控訴を取り下げ、死刑が確定した。

3. トラブル防止・解決のための事案分析および解説

3. 1 騒音事件発生条件からの分析

先の事件記録NO. 1の解説の項で示したように、騒音事件の発生には4つの条件がある。これに照らして、事件の分析を試みる。

まず、加害者の入居から約5年の後に事件が発生している。この間、断続的に被害者夫婦との争いが続き、加害者の攻撃性のレベルが上がっていった。足音や扉の音を聞くだけで、相手に対する怒りや敵意がむらむらとわきあがる状態であり、恨みという言葉も表れるようになっていく。いつ事件が起きてもおかしくないレベルであった。

事件を引き起こした最も大きな要因は、加害者のパーソナリティ特性であることは間違いない。過去にも暴力事件を引き起こし、服役経験もあることから、攻撃性のパーソナリティを有していたことは明らかである。

そして、もうひとつ重要な要因が、悪性リンパ腫という病気の存在であり、加害者はこの病名を聞いて死を意識したと述べている。先の見えない心理的な閉鎖環境の中に居たといえる。被害者夫婦とのトラブルに関しても、加害者自身は事件を避けたかったという供述をしているが、アパートからの転居、すなわち飛び去りを自由に出来ない経済的閉鎖状況にあった。これらの閉鎖状況、閉鎖環境が事件発生の大きな要因と言える。

最後の要因である誘発要因行動はもちろん飲酒であり、これが自己抑制の鎖を解き放った故の事件であると考えられる。

このように、本事件は騒音事件の要素を全て持った、典型的な

事例であると言える。ここで示したトラブル詳細内容と分析項目が、今後の同種事例の発生防止に少しでも役に立つことを祈るばかりである。

3. 2 騒音事件の類型化

騒音事件の発生原因を大きく分けると、表2・1のように4つのパターンに分けられる。大きくは内因系と外争系に分けられる。

内因系とは、自分の中に精神的あるいは性格的問題があり、その上で、騒音を他者との繋がりの道具とした争いによって事件に至るケースである。更に、内因系の事件は、その精神的あるいは性格的問題が、他者への攻撃として過激かつ継続的に表面にでてくる(外向型)と、長く内面に沈潜してある時突然に攻撃性となって現れる(内向型)に分けられる。前者は性格的粗暴犯が多く、常日頃から近隣とのトラブルを引き起こしているようなタイプのパーソナリティ特性である。本事例の加害者も、このタイプと考えられる。後者は、事件発生までその攻撃性が沈潜しているため前兆としては捉えづらく、また特に凶暴な攻撃性として顕現化する場合も見られる。有名な

ピアノ殺人事件がこのタイプと考えられる。

一方、外争系とは、相手とのトラブルの時間的経過の中で、紛争の心理段階としての敵意、攻撃性が徐々に現れ、最終的に事件発生に至るケースである。すなわち、第2部

表2 - 1 騒音事件の分類

主分類	細分類
内因系	外向型
	内向型
外争系	犯意型
	突発型

で示しているA H Aの心理過程を経て事件に至るタイプといえる。これにも2つの型があり、犯行の意思を確信的に持つて事件を起こしている場合（犯意型）と、口論などの激情により突発的に事件を引き起こしてしまう場合（突発型）である。近隣トラブル記録N o. 2が犯意型、既に示した騒音事件N o. 1は突発型の事件であると考えられる。これまで調べた多くの騒音事件は、殆どこの分類に当てはまる。このような類型化による分類も、騒音トラブルや騒音事件の理解の助けになることと思う。